

令和3年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和3年9月24日（金）

〔委員会の概要 企業局関係〕

立川委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより企業局関係の調査を行います。

企業局関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和2年度徳島県企業局内部統制評価報告書について（資料1－1，1－2）

黒下企業局長

この際、1点、御報告申し上げます。

令和2年度徳島県企業局内部統制評価報告書についてでございます。

内部統制制度につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、知事部局におきまして導入が義務付けられたものでございます。

企業局におきましても、知事部局の取組と連携して、令和2年度から内部統制の整備状況と運用状況について評価を行うこととしており、この度、内部統制評価報告書を作成いたしました。

資料1－1を御覧ください。

まず、1、内部統制の整備及び運用に関する事項についてでございます。

令和2年4月1日に徳島県企業局内部統制に関する方針を策定し、当該方針に基づきまして、財務に関する事務に係る内部統制の整備を行ったところでございます。

なお、内部統制の目的は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものでございます。

次に、2、評価手続につきましては、令和2年度を評価対象期間、令和3年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務につきまして自己点検及び評価を実施したところでございます。

この結果、2件の運用上の懸念が判明したことから、再発防止に向け改善措置を講じたところであります。

これを受け、3、評価結果として、有効に整備され、かつ有効に運用されているものと判断いたしましたところでございます。

続きまして、資料の2枚目を御覧ください。

この内容につきましては、先に徳島県監査委員による審査を行っていただいたところでございます。

資料の3枚目に移りまして、内部統制評価報告書審査意見書の最下段、5、審査の結果

及び意見に記載のとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は相当との御判断を頂いたところでございます。

なお、資料1－2といたしまして、評価報告書の詳細を記載した説明資料を御用意させていただいておりますので、御参照たまわれますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、この制度を活用しまして、適正な事務執行により運営の適正性を確保し、県民の皆様の信頼向上に向け、より一層取り組んでまいり所存でございます。

報告は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山委員

9月議会事前委員会において令和2年度経営計画の進捗状況及び評価の報告がありましたが、私からは安全・安心の確保の観点から、工業用水道について何点か質問させていただきます。

工業用水道は徳島県内の産業を支える重要な社会インフラであり、そのため常に安定した水の供給が求められております。

企業局が所有している工業用水道の管路については、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対応するため、緊急性の高いところから順次更新に取り組んでいるとのことですが、まず工業用水道の安定供給を確保するための耐震化対策の現状や進捗状況について伺いいたします。

細岡施設基盤整備室長

ただいま福山委員から、工業用水道の耐震化についての御質問を頂いたところでございます。

企業局が運営する工業用水道は、給水開始から50年余りが経過しており老朽化が進んでいることから、施設の老朽化対策と併せまして、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震に対する耐震化対策を計画的に進めているところでございます。

工業用水道の埋設管路の延長は、吉野川北岸工水と阿南工水を合わせて、総延長が約48キロメートルと非常に長いことから、管路網全体にわたって管路の経過年数や管路区間の重要度等から総合的に評価し、緊急性の高い箇所8.4キロメートルを抽出して管路の更新を進めてきたところでございます。

この結果、令和2年度では8.4キロメートルのうち7.2キロメートルの整備が完了いたしまして、目標数値である86パーセントとなったところでございます。

また、今年度においては今切第一配水支管の布設替工事を実施しているところであり、当区間の完成をもちまして現計画は完了となる予定となっております。

企業局としましては、引き続き、管路の耐震化や監視機能の強化を図るとともに、発災

時を想定した復旧訓練等を行うことにより、工業用水の安定供給を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

福山委員

ありがとうございました。

次に、工業用水道の新たな取組として報告のあった工業用水の代替用水確保のための農業用水管路との連結についてです。

先ほど申しましたように工業用水は常に安定供給を求められております。計画では、代替用水確保のため工業用水管路と農業用水管路との連結に着手するとのことですが、具体的にはどのようなものか。事業の目的や事業内容について伺いたします。

細岡施設基盤整備室長

ただいま、工業用水管路と農業用水管路との連結についての御質問を頂いたところでございます。

吉野川北岸工業用水道の管路は、隣接して農水管路が整備されていることから、平成30年度に中国四国農政局と被災時の緊急分水に関するパートナーシップ協定を締結いたしまして、代替用水路の確保のための連携を進めているところでございます。

具体的には、大規模災害により吉野川北岸工業用水道が被災した場合の緊急的な給水対策として、近接する工業用水管路と農業用水管路を移動式のポンプ設備で接続することにより、農業用水をユーザー企業に給水できるよう整備を進めているところでございます。

現在、ポンプを挿入することにより契約水量の2割から5割の応急給水が可能となる取水口の設置工事を農政局と連携して鳴門市大津町などの3か所で実施しているところであり、今年度に全ての箇所の工事が完了する予定となっております。

工事完成後は、現地で管路の接続を行うなど実践的な防災訓練を重ね、大規模災害時に速やかに給水が図れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

福山委員

ありがとうございます。

最後に、浄水場の浸水対策について伺いたします。

南海トラフ巨大地震の発生時には、沿岸部にある企業局が運営する工業用水道施設についても津波浸水の被害が懸念されるところであります。

経営計画では、取組として浄水場浸水対策の集中実施を行うとされておりますが、具体的な内容について伺いたします。

細岡施設基盤整備室長

浄水場の浸水対策の取組についての御質問でございます。

平成24年度に県の津波浸水想定が公表され、吉野川北岸工業用水道の浄水場付近では、1メートルから2メートルの浸水が想定されているところでございます。

このため、重要な施設から順次浄水場の浸水対策工事に着手しており、令和2年度までに浄水場の配水ポンプ所や管理本館の防水板や防水扉などの浸水対策工事を実施してきた

ところでございます。

今年度は排泥弁室の浸水対策などを実施し、吉野川北岸工業用水道浄水場の津波浸水対策は完了する予定となっております。

今後は、関係機関との支援協定に基づく訓練の実施や事前復興マニュアルの活用など、地震津波対策に適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

福山委員

工業用水道の耐震化や代替用水確保、浸水対策について、それぞれ取組が進められているとの御答弁を頂きました。

工業用水は、産業の血液とも言えるほど県内企業の産業活動を支えるに当たって必要不可欠なものであります。大規模地震が発生した場合など、いかなる状況下においても早期復旧の上、安定供給することが本県の経済活動への影響を最小限にすることにつながるため、引き続き関係機関との連携を図るなど、ハード、ソフト両面からしっかりと耐震対策に取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

吉田委員

電気事業会計についてお伺いします。

企業局が担われている電気事業は再生可能エネルギーなのですけれども、今議会における知事の本会議での発言で、2020年度に徳島県では再生可能エネルギーの割合が32.2パーセントに達したという話があったのですが、2020年が直近と思うのですけれども、企業局の管轄されている再生可能エネルギーはこのうちのどれぐらいを担われているのでしょうか。分かりましたらお願いします。

河野事業推進課自然エネルギー事業化担当室長

先ほど吉田委員から、県の自然エネルギー電力自給率32.2パーセントに対する企業局の供給割合について御質問を頂いたところであります。

県の令和2年度の自然エネルギー電力自給率の実績ですが、徳島県内の消費電力量が58億8,600万キロワットアワーに対して、自然エネルギーの供給が18億9,718万キロワットアワー、32.2パーセントという数字となっております。

このうち、企業局による4水力発電所、それから二つのメガソーラーによる令和2年度の電力供給量ですが、3億5,338万キロワットアワーになり、県内の電力自給率の割合で言いますと約2割を担ったこととなっております。

吉田委員

県内の再生可能エネルギーの電力自給率のうち、企業局の担っている割合が2割ということでした。

今後、急速に再生可能エネルギーが増えてくると思うのですけれども、その中で今は水力発電の割合がすごく大きい数字になっていると思います。

大きな水力発電の開発は余り現実的ではないのですけれども、企業局として再生可能のエネルギー割合を更に積み上げていかれる意思があるのかどうか、今後の企業局の考え方

を教えてください。

生田事業推進課長

企業局の今後の自然エネルギーに対する取組について、御質問を頂きました。

まず、現在、企業局は既存の4水力発電所のほか、平成13年度に佐那河内風力発電所、平成25年度にはマリンピア沖洲及び和田島の太陽光発電所を建設し、平成30年度には美馬市木屋平地区においてピコ水力発電設備の実証実験を開始するなど、自然エネルギーの導入に向けて先導的な取組を実施してまいりました。

それから、令和元年度6月補正で計上した日野谷発電所の最大限活用では、6月議会でも御報告させていただきましたが、放流時の最大使用水量の弾力的な運用によって年間で約100万キロワットアワーの増加を見込んでいるということで、本年4月から運用開始したところでございます。

同じく令和元年度6月補正により小水力発電事業化プラン共同推進事業を打ち出し、現在、県内24市町村へのアンケート調査から始まって、詳細のヒアリングを経て、美馬市、上勝町に絞り込んだ上で令和元年度から事業化推進チームを立ち上げ、市町の意見を反映しながら、市町主体で事業化する可能性を継続して検討しているところでございます。

令和3年5月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により脱炭素先行地域の設定が努力目標に掲げられるなど、県内市町村においても脱炭素ロードマップの実現に向けた取組が一層求められる状況となっていることから、引き続き市町と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えており、経営計画に掲げる社会貢献の加速というような位置付けでも、地域資源を活用した自然エネルギーの導入の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、もう一方で経営力の強化という観点でございますが、企業局の主力事業である電気事業の経営資源である四つの水力発電所と二つの太陽光発電所を安定かつ効率的に維持管理していくことが、発電事業者として事業を運営していく上で何よりも重要であると考えております。

このため、これまでも申し上げてきましたが、設備の日常の保守管理に万全を期すことはもとより、長期的な見通しに立った修繕計画、抜本的な老朽化対策を戦略的に実施することを柱に安定的な電力供給を継続して行うとともに、電力自由化に伴う売電料金の自由競争に備えるためにも売電料金をしっかり確保してまいりたいと考えております。

その上で、これまで同様に機会を捉え既存設備を最大限に活用することに努め、今後とも運用改善による発電電力量の増加や設備の老朽化対策に合わせた出力の増加など、あらゆる視点から発電力の増強に向けた検証を重ね、既存水力発電設備を最大限に活用してまいりたいと考えております。

新たな取組に関しましても、急激に変化する国の施策を踏まえ、市町村や民間事業者と共に、県が掲げる自然エネルギー導入目標が達成できるよう関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員

これまでの取組を分かりやすく説明していただきました。

経営力強化という点に関して、四つの水力発電と二つのメガソーラーで経営の大きな部分を占めていて、そこをしっかりとっていただきたいということはあるのですが、時代が大きく変わろうとしている中で、市町村連携の話などもあったのですが、今後の企業局の積極的な取組が脱炭素に対して本当に大きく関係していくと思うのでよろしくお願ひしたいのです。

具体的に、今後5年間、今ある技術を最大限に生かすという国の方針を受けて、今ある技術というやはり太陽光発電が主になってくるのですが、知事部局のほうでゼロ円ソーラーやパネルの共同購入という検討をしているというような発言が出ているのです。

このゼロ円ソーラーというのは、各家庭に了解を得て初期投資ゼロで負担なく付けていただいて、家庭では電気代をふだんどおり払って回収していくというもののなのですが、このゼロ円ソーラーや共同購入に企業局として関わっていくことの検討が必要かと思うのですけれども、そのあたりはどのように考えられておりますか。

生田事業推進課長

ただいま、ゼロ円ソーラーについて御質問を頂きました。

企業局としてゼロ円ソーラーに関わるというお話でございましたが、今いろいろな形態がございまして、PPAといった制度もございます。

これらについても自然エネルギーの自給率向上に向けた一つの手段と捉えており、様々な制度や内容が少し変化している部分もございますので、そのあたりも見極めながら、関係部局と連携して検討を進めていきたいと思っております。

吉田委員

今の段階ではそういうお答えになると思うのですが、時代が変わっていく中で、これから経営力強化につながるような部分がソーラーの中に出てくる可能性があるもので、企業局としても十分検討と研究を重ねていただいて、できるだけ積極的にいろんなものを取り入れていただくように要望しておきます。

山田委員

私からは、6月にも報告があった四国電力との売電料金の関係について聞いておきたいと思ひます。

令和6年度で四国電力との長期契約は満了を迎えるということになりました。

現在の交渉の状況もちよつと聞きたいのですが、それと併せて、これは今回で長期契約は終了ということなのですか。令和6年度は残るけれど、一応令和6年度で満了ということになっていますので、その点について御答弁ください。

生田事業推進課長

次期売電料金交渉の進捗と令和6年度で終わるのかという御質問でございます。

本県と四国電力との現行の電力自給契約につきましては、令和4年度3月末日をもって2年間の契約自体が満了いたします。基本契約は3年残るといふ形になりますが、去る5月20日、四国電力に対して令和4年度以降の次期売電料金について交渉開始の申入れを行

いました。

進捗状況でございますが、現在は発電設備の修繕改良計画提出に向けた精査を進めているところでございます。

なお、次期売電料金交渉における基本姿勢といたしまして、3点ございます。

1点目の契約期間については、社会経済情勢の変化を料金に反映させやすいこと、それから容量市場などの新たな制度に対応できることから、従来どおり2年間の短期契約を基本に交渉してまいりたいと考えております。

2点目は料金制でございまして、現行料金の徴収方法については、定額分が80パーセント、従量分が20パーセントの定額従量併用制となっております。電力を安定して供給するためには経営の安定が必要不可欠であると考えられることから、次期売電料金についても、定額分は現行の80パーセントが確保できるように交渉に臨みたいと考えております。

最後に、3点目の料金の額については、将来にわたる電力の安定的な供給を図るため、発電施設の機能維持、信頼性、安全性の保持、それから適正な事業方針の確保などを盛り込んだ料金を確保し、電気事業の健全な経営に支障が生じないよう最善の努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

答弁を頂いたのですけれども、実は前に私がこの県土整備委員会にいた時にも聞いたのですが、経産省からは基本的に公営電気事業は一般競争入札が原則だということで、全国的な調査も含めてかなりされております。

そういう中で、全国の公営電気事業者の自治体数と売電契約の実態はどういうふうになっているのか、御報告ください。

生田事業推進課長

ただいま、全国の売電料金の実態についての御質問がございました。

現在、公営電気事業者25事業者のうち10事業者が一般競争入札等に移行しております。

それで、委員からお話がありました総務省通知でございますが、平成24年4月に地方公共団体が行う売電契約については一般競争入札によって締結することが原則ということで通知が出ており、その後の平成26年7月に、同様の総務省通知により地方公営企業法施行令に規定する事由に該当する場合には随意契約の締結も可能となっております。

本県と四国電力との長期基本契約が3年残っており、この途中に一般競争入札に移行するという場合には基本契約の解約に伴う解約金が必要となってきます。それから、先ほど御説明しました料金制の従量部分が全量従量制となる可能性が高く、渇水の影響により売電収入が不安定になるという懸念がございます。

このため、引き続き、長期基本契約終了後の他県の状況や電力市場をめぐる制度の動向、環境価値の高まりなど、激変する社会情勢を見極めながら、電力の安定供給や安定経営を最優先に検討を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

答弁を頂いたのですけれども、以前に違約金が最大で34億円と言われた時期もあったの

ですが、残り3年のうち2年間は現在の体制でいく。残りの1年に問題があります。ということがあるので、そういう状況から見たら、残り1年で仮に一般競争入札に移るといった場合の違約金というのはどれぐらいになるのかということ、それから県のほうで様々な検討をするということは恐らくそういうふうになるのだろうけれども、その判断はいつ頃されるのですか。併せてお答えください。

生田事業推進課長

残り1年で解約した場合の違約金の御質問でございますが、ガイドラインが出されており、ガイドラインに沿って試算してみますと、1年間で約7億円程度の違約金が必要になります。

それから、判断の時期でございますが、当然令和7年度からは一般競争入札に移行することが基本となりますので、その1年ほど前にはある程度の方向性を出すべきだと考えております。

山田委員

1年前では遅いでしょう。やはりもっと早い時期に議会も含めて県民に知らせた上で、そういう方向をきちんと精査する必要があるということなので、できるだけ早くその検討内容を、私もこの委員会における間には引き続き聞いていきたいと思います。

時間の関係で最後の1点です。

新たな方向での契約というところで新電力の立ち上げ、さっきも吉田委員からも出ましたが、県内の自治体の新電力、つまり地産地消の新電力を、もちろん企業局が主体となつてではなく企業局も加わって、これは県の環境部局にも聞くようにと言っているのけれども、やはりそれぞれが力を入れて、例えば以前も出しましたけれどもやまがた新電力、そういう取組も含めて地産地消の新電力を立ち上げる。

この再生可能エネルギーで省エネを推進するというのが今の流れになっているわけですが、以前古井課長が、今後の他県の状況も把握した上でという答弁もされているのですけれども、その点も踏まえて、他県の動向、そして本県のその辺の動きについて御報告いただけますか。

生田事業推進課長

ただいま、地域新電力についての御質問がございました。

徳島県は自然エネルギー立県とくしま推進戦略において、地域分散型電源によるエネルギーの地産地消というものを進めているところでございます。

企業局が新電力を設立する場合、小売電気事業者となり県有施設等に電力を供給するには、現在四国電力との間で先ほどお話ししたような基本契約がございますので、この基本契約の期間では全量を四国電力に提供するというような形になろうかと思えます。

仮にこの期間が終わった場合、発電事業に加えて小売電気事業者というような形で事業を始めれば、制度上はこういった電力供給も可能となりますが、その反面、現在のところは課題もございます。

その課題といいますのは、本県の水力発電は下流の利水補給量を基準として発電を行っ

ていて電力量の調整にある程度の制約があり、発生電力量も天候や季節等によって大きく変動するため、企業局の発電だけでは年間を通した需要家への安定供給は困難でありまして、新たな調達先の確保やバックアップ供給のための契約が必要になってきます。

また、令和2年度冬季の電力需給ひっ迫による市場単価の高騰が原因で、経営破綻や大幅な赤字となった新電力も発生している実例がございます。委員お話しのやまがた新電力においても、令和2年度決算で約2.2億円の赤字決算になったことが確認されております。

このように電力市場の制度が円熟するまでは、電力の調達先によっては不安定な経営状況になることも想定されますので、現在のところは安定経営を最優先に引き続き検討を重ねる必要があると考えているところでございます。

山田委員

他県の状況は。

生田事業推進課長

他県の状況に対する御質問でございますが、民間と共同で小売事業に参入する自治体として、福岡県のみやまスマートエネルギー株式会社、それから委員お話しのやまがた新電力、これは株式会社NTTファシリティーズ等が出資するような企業となっています。また、高知県須崎市にございます高知ニューエナジー株式会社といった事例がございます。

山田委員

これは非常に重要なことだと思います。

確かに課題もあると思いますが、今後の流れとして地産地消の新電力を徳島県として持つというのは、やはり非常に重要な取組になってくると思いますので、この答弁も踏まえて、引き続き質問していきたいと思います。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時05分）